令和6 (2024) 年度栃木県危機事象対応図上訓練企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 6 (2024)年 6 月 26 日 栃木県危機管理防災局危機管理課

令和6 (2024) 年度栃木県危機事象対応図上訓練企画運営業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和6 (2024) 年度栃木県危機事象対応図上訓練企画運営業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和6 (2024) 年度栃木県危機事象対応図上訓練企画運営業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) のとおり

(3) 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月31日(月)まで

(4) 委託契約金額の上限

3,114,540円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当課(事務局)

栃木県危機管理防災局危機管理課危機·防災情報担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁本館 8 階

電 話:028-623-2133

メール: kikikanri@pref. tochigi. lg. jp

2 令和6 (2024) 年度栃木県危機事象対応図上訓練企画運営業務委託公募型プロポーザル(以下、「当プロポーザル」という。)への参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第 105 号)に基づき、入札参加資格を有するものと決 定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に 規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 過去5年以内に国又は都道府県が発注した類似業務(国民保護、または類似の危機事象を想定した、図上・検討会方式訓練の企画運営業務または計画改訂に資する調査検討)に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

実施要領等の公表 : 令和6 (2024) 年6月26日

質問書の提出期限 : 令和6 (2024) 年7月3日 15 時必着

質問に対する回答 : 令和6(2024)年7月5日 予定

参加表明書の提出期限 : 令和6 (2024) 年7月16日 15 時必着

参加資格の確認結果通知 : 令和6 (2024) 年7月18日 予定

企画提案書の提出期限 : 令和6 (2024) 年7月30日 15時必着

審査会(プレゼンテーション) : 令和6 (2024) 年8月7日 予定 審査結果の通知・公表 : 令和6 (2024) 年8月13日 予定

(2) 実施内容等に関する質問及び回答

当プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)を下記のとおり提出すること。

ア 受付期限:3(1)のとおり

イ 提出方法:電子メールにより、1(5)に提出すること。

ウ 回答期日:3(1)のとおり

エ 回答方法:質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書の提出

当プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2)及び参加資格確認書(別記様式3)を作成し、下記のとおり提出すること。

ア 提出期限:3(1)のとおり

イ 提出方法:1(5)へ持参(平日の午前9時~午後5時)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は提出した旨を電子メールにより1(5)へ連絡すること。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書は下記のとおり作成すること。

ア 企画提案書の様式は任意とし、枚数制限は設けないが、以下の内容を具体的に記載して作成 すること。(片面、カラー印刷、A3判用紙は、A4判サイズに折り込むこと。)

(ア)企画提案内容

必ず下記内容を含んだ提案書とすること。

- ・ 今回の仕様書案を踏まえて想定した、危機事象の背景設定
- ・ 危機事象の進行タイムライン概案
- ・ 図上訓練(討議型方式)の具体的な進行内容
- (イ)業務実施人員体制
- (ウ)類似業務の実績
- (エ)実施計画及び全体のスケジュール
- (オ)見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記してください。)
- イ 企画提案書は、1者1提案のみとします。
- ウ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本5部とすること。なお、審査の公正を期すため、 副本には参加者名(参加者名を容易に類推させる表示を含む)を記入しないこと。

エ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部(代表者印を押印)を提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり提出すること。

ア 提出期限:3(1)のとおり イ 提出場所:1(5)のとおり

ウ 提出方法:持参(平日の午前9時~午後5時)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は提出した旨を電子メールにより1(5)へ連絡すること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替は原則として認めない(審査に影響を与えない軽微な ものを除く)。

- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。
- オ 参加者は、企画提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- カ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- キ 参加者が提出した企画提案書の著作権はその参加者に帰属するものとし、委託契約締結時 点で栃木県に帰属するものとする。
- ク 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となって いる内容を含む場合は、当該権利の使用に係る調整は提案を行った参加者が行うとともに、 その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、企画提案書においてその内容を使用す ることで生じた責任は、その参加者が負う。

4 委託候補者の選定

(1) 審査会(プレゼンテーション)

ア 開催日:3(1)のとおり

イ 所要時間:1参加者あたり30分を予定(説明15分、質疑15分)

- ウ注意事項
 - ① 審査会の会場、集合時刻及び準備物等は、参加資格確認結果の通知と併せて連絡する。 なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定 する。
 - ② PC 及び大画面モニタ等への画面投影によるプレゼンテーション(企画提案書と同一のものを表示)を実施すること。
 - ③ 審査会は非公開とする。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、当プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 必要な記載又は書類が欠けていた場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積書記載金額が1(4)の額を超える場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 審査要領で定める委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約の締結

- (1) 選定された契約候補者栃木県との間で、委託内容、経費等の協議が調った場合に委託契約を締結します。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとします。
- (3) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。
- (4) 契約締結の協議が調わなかった場合、審査結果の上位の者から順に協議を行います。
- (5) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とします。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等、当プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとします。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (3) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。